

6 墨福厚第 2 6 0 号

令和 6 年 4 月 2 6 日

墨田区男女共同参画推進委員会 会長 様

墨 田 区 長
山 本 亨
(公印省略)

墨田区地域福祉計画推進協議会委員の推薦について

日頃、墨田区の福祉保健施策の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貴団体から御推薦いただき御委嘱申しあげた墨田区地域福祉計画推進協議会委員の任期が満了することに伴い、次期委員を下記のとおり御推薦くださいますよう、お願い申し上げます。

記

1 墨田区地域福祉計画推進協議会の設置目的

「墨田区地域福祉計画」の推進及び策定にあたり、福祉・保健・医療関係者から広く意見を聴取して、地域福祉に関する施策の推進及び充実を図ることを目的としています。

2 選出区分及び被推薦者数

女性問題に関係する個人または団体の代表者 1名

3 任期

委嘱の日から令和 8 年 3 月 3 1 日

4 その他

※ 協議会は、年度で 2～3 回の開催を予定しております。

※ 委員の推薦にあたりまして、お手数ですが、別紙「推薦書」及び「承諾書」を御返送くださいますようお願い申し上げます。

【事務局】

墨田区福祉保健部厚生課厚生係

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20

電話 5 6 0 8 - 1 1 6 3 担当 高林

○墨田区地域福祉計画推進協議会に関する要綱

平成5年12月21日

5墨厚厚第555号

改正 平成12年4月1日11墨厚厚第781号

平成13年12月21日13墨福厚第441号

平成15年3月17日14墨福厚第651号

平成20年5月26日20墨福厚第173号

平成22年5月27日22墨福厚第192号

平成24年4月1日24墨福厚第100号

平成25年3月29日24墨福厚第1500号

(目的)

第1条 墨田区の福祉・保健分野の基本計画である墨田区地域福祉計画の推進及び改定に当たり、墨田区と福祉・保健・医療関係者とが協議するため、墨田区附属機関の設置に関する条例（平成25年墨田区条例第5号）により設置した墨田区地域福祉計画推進協議会（以下「推進協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 推進協議会は、地域福祉に積極的に関与している個人、団体等の中から、区長が任命し、又は委嘱する委員をもって組織する。

(会長及び副会長等)

第3条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、推進協議会の委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会議を主宰し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議事項)

第4条 推進協議会は、区長の求めに応じ、次の事項を協議し、その結果を報告する。

(1) 墨田区地域福祉計画に基づく事業の推進に関すること。

(2) 墨田区地域福祉計画の見直しに関すること。

(3) その他区長が必要と認める事項

(招集)

第5条 推進協議会は、会長が招集する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員に対しては、会議への出席1回につき別に定める額の報酬を支給する。

(庶務)

第8条 推進協議会の庶務は、福祉保健部厚生課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成6年2月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。